

# 業務管理体制の整備と届出について

---

島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 【介護サービス事業者の業務管理体制の整備とは】

介護保険に係る介護サービス事業者の指定（許可）を初めて受けた法人は、「業務管理体制に係る届出書（整備、区分の変更）」により届出を行う必要があります。

また、新たに指定（許可）を受けたことにより法人が設置する事業所等の数が20以上又は100以上になった場合、他県で新たに指定（許可）を受けた場合、届出事項に変更があった場合等には、届出書の提出が必要になります。

（届出先が、国又は市町村に変わる場合があります。）

※事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含み、健康保険法による指定によりみなし指定を受けた事業所を除きます。

# 【事業者が整備する業務管理体制】

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)

区分	小規模	中規模	大規模
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備	法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備
	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任

# 【事業者が整備する業務管理体制】

## ○事業所数について

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は事業所として数えます。例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は業務管理届出は不要です。総合事業を実施している「第1号訪問事業」「第1号通所事業」等は、業務管理体制整備の事業所数には含まれません。

## ○法令遵守責任者について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び同法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

## ○法令遵守規定について

法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも介護保険法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、同法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。



# 【業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先】

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区分	届出先
1 指定事業所が2以上の都道府県に所在する事業者	
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣※1
② 上記以外の事業者	主たる事務所が所在する都道府県知事
2 地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者であって、指定事業所が同一市町内にのみ所在する事業者※2	事業所等が所在する市町村長※2
1及び2以外の事業者	
① 指定事業所が同一中核市内（松江市）にのみ所在する事業者	中核市の長（松江市）
② 上記以外の事業者	島根県知事

※1 一部地方厚生局長に委任されていますので、詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※2 各市町にお問い合わせください。

## 【届出の方法】

令和5年3月より、厚生労働省において構築された「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下業務管理体制届出システム）を利用した届出も可能となっていますのでご活用ください。

業務管理体制届出システムURL：

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

※操作マニュアルは、業務管理体制届出システムよりダウンロードしてください

なお、従来どおり郵送等による届出も可能です。



## 【届出に必要な様式】

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

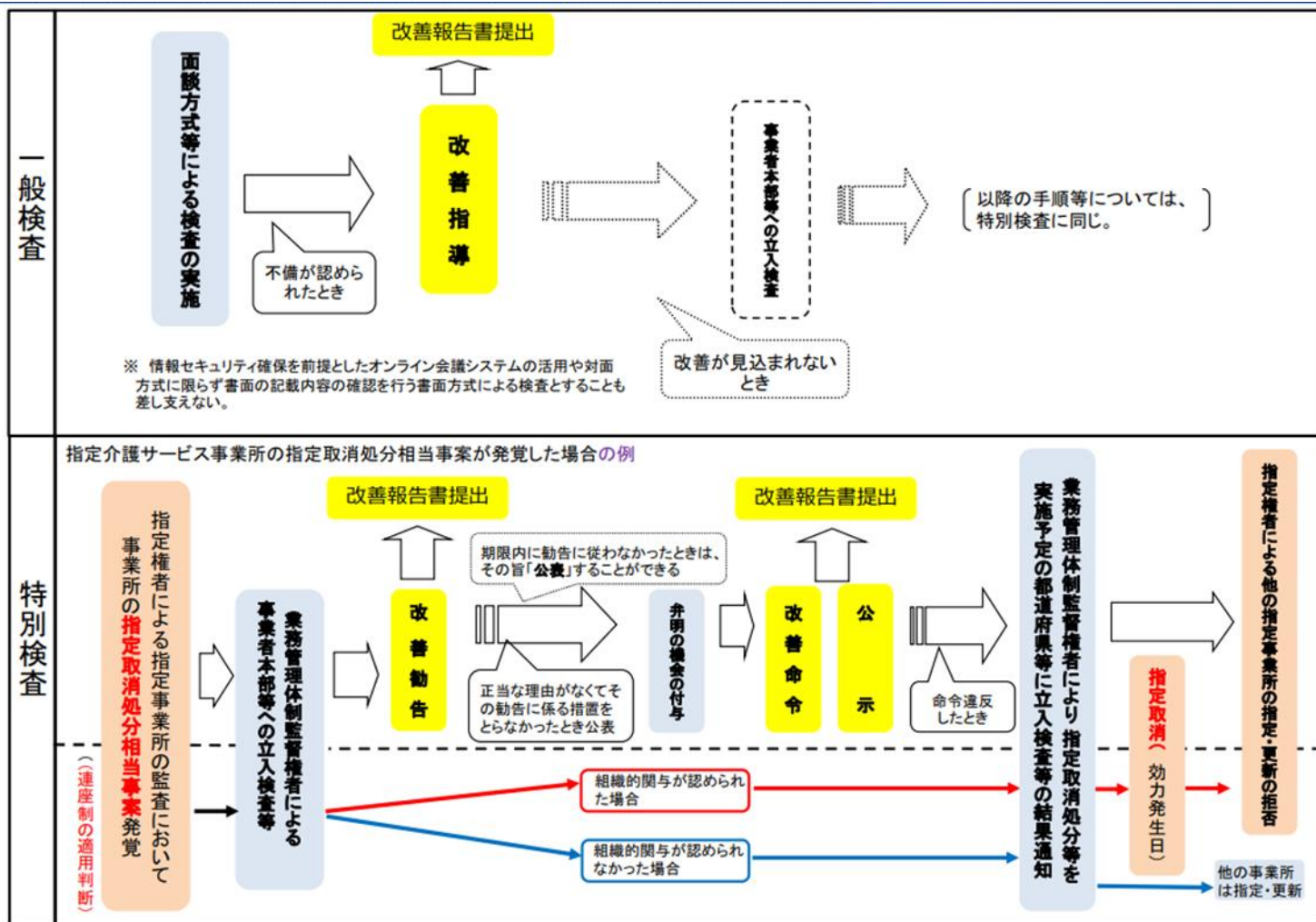
郵送等で提出される場合は、以下のURLから様式をダウンロードして使用してください。

→[http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo\\_hoken/shidou/gyoumukanritaisei.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/shidou/gyoumukanritaisei.html)

届出が必要となる事由	様式	提出期限
1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合（介護保険法第115条の32第2項）	様式第1号	遅延なく
2 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合（介護保険法第115条の32第4項）	様式第1号	遅延なく
3 届出事項に変更があった場合（介護保険法第115条の32第3項）	様式第2号	遅延なく

- ・上記2の届出は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。
- ・上記3の届出事項の中に「事業所名称等及び所在地」が含まれていますが、事業所等の指定や廃止等により、その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出てください。  
(事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。)

# 【業務管理体制整備等の監督方法】



資料出典：厚生労働省HP「介護サービス事業者の業務管理体制の整備について」

## 【よくある質問】



(問 1) 初回の届出を行った後、新規事業所の指定又は廃止等があった場合、必ず届出事項の変更の届出をしなければならないのか。

(答) 新規事業所の指定や廃止等により事業所等の数を変更しても、整備する業務管理体制や届出先行政機関が変わらない場合は、届出は必要ありません。

(問 2) 事業所の数を数えるにあたって、休止している事業所はどのように取り扱うか。

(答) 休止している事業所についても、事業所の数に含めて数えてください。

(問 3) 新規で届出を行うにあたり、様式の 5 区分変更 の欄は何を記載したらよいか。

(答) 業務管理体制を整備し、新規で届出を行う場合には、5 区分変更の欄に記入する必要はありません。



(問4) 届出にあたり、添付書類は必要か。

(答) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要<sup>\*1</sup> 及び業務執行の状況の監査の方法の概要<sup>\*2</sup> について届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。

\*1 法令順守マニュアル (法令遵守マニュアル)

\*2 法令遵守に係る監査

(問5) 届出事項の変更を届け出たいが、「事業者 (法人) 番号」はどこで確認できるか。

(答) 事業者 (法人) 番号については、県のホームページの「業務管理体制届出済事業者一覧」に掲載しているので適宜確認してください。

県ホームページ：トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】> 指導・監査 > 業務管理体制

URL： [https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo\\_hoken/shidou/gyoumukanritaisei.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/shidou/gyoumukanritaisei.html)